戦時体制下の軍馬動員と東北農業経営
――馬産経済実態調査の分析から――

大　瀧　真　俊

要　旨

本稿では，戦時体制下の軍馬動員が東北地方の農業経営にいかなる影響を与えたのかを，農家の実態レベルにおいて考察する。4 つの事例分析を通じて，大規模経営では徴発後に適した補充馬を得ることが難しく，耕種農業に対する影響が大きかったことや，反対に小規模経営ではそうした影響が比較的小さく，時局に応じた経営内容の変更も容易であったことなどを明らかにする。

1．はじめに

本稿の目的は，戦時体制下の軍馬動員が東北地方の農業経営にいかなる影響を与えたのかを，農家の実態レベルにおいて考察することにある。筆者は先に，日中戦争初期における馬の使役地帯（関東・北陸地方）を対象として，農耕馬の徴発後にみられた 2 つの馬の補充ルート（共同購入による幼駒補充および家畜商を介した壮馬補充）の長所・短所や，幼駒や牛を補充した場合に翌年の経営収支がいかに悪化したかなどを明らかにした（大瀧，2011，2015）。本稿はその継続として，最大の軍馬動員地であった東北地方を対象に，より長い期間で農業経営に対する軍馬動員の影響を検討しようとするものである。ここでいう軍馬動員とは，①徴発令（1882 年制定）にもとづく強制力を伴った「徴発」と，②陸軍省軍馬補充部が行なった任意売却の「軍馬購買」の双方を指す。

まず東北地方が国内最大の軍馬動員地であったことを示す。日中開戦後の軍馬動員数については，従来資料の制約から正確な数値が不明とされてきた。この点について，今回新たに見つけた『道府県残存軍用馬資源ノ概況』によると，1937 年 7 月 10 日から 12 月 31 日までの「動員ノ為ノ徴発並臨時購買馬」は全国で 18 万 4823 頭であったとされている。前年 1936 年における全国の馬総頭数は 143 万頭であったため，その 12.9％が軍馬として動員されたことになる。地方別にみると，東北 6 県は 4 万 8359 頭と全体の 26.2％を占め，九州 7 県の 3 万 5485 頭，関東 7 府県の 3 万 5148 頭を引き離している。東北地方では，戦前を通じて軍用向けの馬匹改良にとり組まれており，質・量ともに国内第一の軍馬資源が保有されていた。このため地元の第 2 師団（仙台），第 8 師団（弘前）のみならず，師管区内に馬資源が乏しい第 1 師団（東京），第 4 師団（大阪），第 9 師団（金沢），第 10 師団（姫路），第 16 師団（京都）が東北地方内に飛び地の徴馬管区を置いており，上記のような大量動員につながったのである。以上の実績から，東北地方は農業経営に対する軍馬動員の影響をみる上で最も相応しい地方といえよう。

次に戦時下の軍馬動員に関する先行研究について整理する。従来の農業史・畜産史研究では，戦時下に大量の農耕馬が徴発されたこと，それが馬の不足と価格高騰を引き起こしたこと，そうした馬を忌避して牛への役畜転換が進んだこと，化学肥料の供給不足のために厩肥の増産が要請されたこと，などが通説とされてき

た（農林大臣官房総務課編，1958，農林省畜産局編，1967 など）。しかしこれらの点について，1 次資料を用いた実証は行なわれておらず，また時期や地方，階層の違いについても検討されていない。一方，地方史研究の中には，農耕馬が徴発される様子を克明に描いたものもみられるが（長岡，1988，1989，1990），徴発後の農業経営については全く触れられていない。

上記の点を検証する上で，1937–40 年に農林省馬政局が実施した馬産経済実態調査（後述）のその関連資料は有力な手段となり得る。しかし同調査を分析した戦後の研究においては，農家の副業であった馬産部門は，耕種部門と合わせた経営全体で評価すべきこと（近藤，1974），他の副業機会に乏しい小生産農民の場合は，その採算点が現金収支の余剰（の有無）に置かれたこと（梶井，1988，菱沼，1962）など，戦前馬産の特徴が指摘されるに留まっている。同調査を用いて軍馬動員の影響を明らかにすることは，今も課題として残されているのである[(1)]。

以上の先行研究をふまえ，本稿では馬産経済実態調査における東北地方の調査農家の中から軍馬動員を受けた 4 つの事例をとり上げ，調査 4 年間における経営の変化を観察する。具体的には，第一に軍馬動員がどのような馬の移動を引き起こしたのか，第二にそれが農業部門にいかなる影響を及ぼしたのか，について考察する。人の労働力や兼業・家事労働，農産物価格など，馬以外の要因による経営の変化については直接の分析対象としない。また馬に関する論点でも，飼料問題や牧野問題については分析対象外とする。経営状態の評価については，戦時インフレに強く影響された経営収支（金額ベース）ではなく，東北農業の主軸であった米の収量（数量ベース）に軸を置くことにしたい。

2. 馬産経済実態調査について

2–1　調査概要

ここでは馬産経済実態調査について説明する。同調査は，1937 年 3 月から 1940 年 2 月に農林省馬政局が実施した全国 90 部落・約 670 戸を対象とした簿記調査である（調査年度は 3 月から翌年 2 月）。その目的は「馬産の基礎を鞏固ならしめ且つ健全なる発達を促進する」ため，「主要地方に於ける馬の生産育成及使役に関する農家経済の実態に付調査を遂げ馬政の遂行に資せんとする」こととされ（馬政局，1945），少なくとも表向きは軍馬動員と関連したものではなかった。しかし調査開始から 4 か月で日中戦争が勃発し（1937 年 7 月 7 日），結果的に戦時下の軍馬動員の実態を記録することになった。

調査地は，集団調査・分散調査の別に，馬の生産地・育成地・使役地がそれぞれ設けられた。集団調査は，1 部落 30 戸を対象としたもので，部落内の上層農家から下層農家までが含

(1)　この点について，馬産経済実態調査を設計した近藤康男は後年，次のように回顧している。「当時，馬の徴用が行なわれ，調査農家も例外ではなかったから，しばしば調査の途中で馬がいなくなることがあった。馬政局の考えかたは，馬のいない農家を馬産経済調査農家として選ぶわけにはいかないということであったが，馬を失うことが農業経営にどのように影響するかを見極めることこそ，馬産経済調査の精神だろうから，馬がいなくなってもしばらくは続けるべきだと抗弁したのが私であった。むろん「調査実績」のような総括的な報告書では，そういうところまで見ることはできない。そのためには，各戸の調査原案または戸別集計表に基づいて検討を要するところであるが，そこまで手を伸ばすことはできないでいる。」（近藤，1974，7–8 頁）。

まれていた。分散調査[2]は，1部落から「標準的農家」5戸を選定したもので，概ね当該地域の平均的専業農家（兼業農家を含めれば中層上位）に相当したとされる。馬の生産地とは主に仔取り（繁殖）を目的として馬を飼っていた地方を，使役地とは主に農耕に用いるために馬を飼っていた地方を，育成地とは生産地から購入した幼駒を使役地に売却するまでの期間，育成と使役を兼ねて飼っていた地方のことを指す。またこのような馬の飼い方をした農家のことを，それぞれ生産農家，使役農家，育成農家と呼ぶ。

調査項目は，次の21項目であった。1. 部落概況，2. 土地及労働力，3. 建物大農具及家畜，4. 作物作付面積，5. 馬及馬の移動，6. 放牧地及採草地，7. 馬産用建物及馬用具，8. 自給購入別飼料，9. 給与時期別飼料及敷料，10. 人の労働，11. 旬別農業労働分配，12. 馬の使役時間，13. 放牧，半舎飼延頭数，14. 自給購入別肥料，15. 作物別厩肥施用量，16. 馬の収入，17. 馬の支出，18. 生産及育成馬収支，19. 使役馬労働日一日当費用，20. 農産物販売及仕向別価額，21. 農家総収支。本稿では前述の目的から，5，10，12，14を主な分析対象とする。

調査の集計と公表は，①調査農家が台帳・日記帳に記入する，②地方庁・馬政局が日記帳の内容を分類して整理簿に記入し，台帳と合わせて戸別集計結果表[3]（以下，「結果表」と表記）を作成する，③結果表をもとに馬政局が「馬産経済実態調査」（以下，「報告書」と表記）を年度・調査方法別に刊行する，という手順で進められた（近藤，1974，144頁）。③の報告書は全11輯が刊行されたが，農業部門については金額しか示されておらず（自給・現物は現金換算額），また馬産部門についても馬名や軍馬動員などの細かな情報が記されていない。一方，②の結果表にはそうした情報が残されているため，本稿では両者を併用することで，前掲の課題に迫りたい。

2–2　東北地方の調査部落

馬産経済実態調査において，東北地方では集団調査2か所（生産地2）・分散調査23か所（生産地12・育成地5・使役地6）の計25か所が対象地に選定され，調査戸数は延べ177戸に及んだ。本稿では軍馬動員の影響をできるだけ長期にわたって観察するため，177戸のうち4年間の調査を完遂し，結果表・報告書の双方が揃っている調査部落と農家のみを分析対象とした。その数は，集団調査1か所・分散調査12か所の計13か所，調査戸数77戸であった（表1）。この77戸のうち，軍馬動員が確認できるのは全部で9戸・延べ14件に過ぎない。農耕馬の大量徴発という通説的なイメージと比べて低い割合にみえるが，これは徴発によって調査から離脱した農家が多く，また集計の途中で動員の情報が伏せられたことによる[4]。

軍馬動員に関する調査地・年度別の傾向に触れておきたい。まず生産地の場合には，徴発・軍馬購買ともに全く記述がみられない。育成地の場合にも，徴発の記述はみられないが，軍馬購買は1939年・40年を中心に10件が確認さ

(2)　分散調査における3桁の農家番号は，左から順に調査地の区分（生産地1・育成地2・使役地3），県内の調査部落番号，部落内の調査農家番号（開始時の経営規模順）を示す。

(3)　結果表は現在，農文協図書館（休館中）に所蔵されている。ただし調査が途中で打ち切られた部落に関しては欠けている場合が多い。

(4)　例えば生産地の集団調査が行なわれた青森県上北郡四和村は当時，県下で最も軍馬購買頭数が多い村であったが，結果表・報告書のどちらにも軍馬購買に関する記述がみられない。同村の30戸が4年間に全く軍馬購買を受けなかったとは考えにくく，集計段階で情報が伏せられたとみるのが妥当であろう。

表1　東北地方の馬産経済実態調査部落・農家（調査完遂分のみ）

集団/分散	生/育/使	調査地	完遂戸数	徴発	軍馬購買		
				37年	38年	39年	40年
集団	生産	青森県上北郡四和村大字米田字一本松	27	—	—	—	—
分散	生産	青森県三戸郡大舘村大字松館	5	—	—	—	—
分散	生産	宮城県加美郡小野田村大字鹿ノ原	5	—	—	—	—
分散	生産	秋田県山本郡種梅村字梅内	2	—	—	—	—
分散	生産	秋田県仙北郡高梨村字戸地谷	4	—	—	—	—
分散	生産	福島県石川郡中谷村大字谷地	5	—	—	—	—
分散	生産	福島県田村郡船引町大字今泉	4	—	—	—	—
分散	育成	宮城県名取郡玉浦村字寺島	5	—	1	2	5
分散	育成	秋田県平鹿郡里見村東里	4	—	—	1	1
分散	育成	山形県東田川郡大和村大字廻館	3	—	—	—	—
分散	使役	宮城県遠田郡沼部村字沼部	5	—	—	—	—
分散	使役	秋田県雄勝郡山田村字松岡	3	1	—	1	—
分散	使役	山形県最上郡稲舟村大字松本	5	2	—	—	—
計			77	3	1	4	6

注：調査完遂とは，1937–40年度の4年間調査が続けられたことを示す。1938–40年度における徴発，1937年における軍馬購買は該当なし。
出典：各結果表・報告書をもとに作成（表2～表6および図1も同じ）。

表2　調査開始時（1937年3月）の経営概況

農家番号	田（反歩）			畑（反歩）			田畑計	畑の作付面積 上位3品目（反歩）
	自作	小作	計	自作	小作	計		
秋田313	10.0	7.0	17.0	7.0	14.0	21.0	38.0	桑11.0・蔬菜0.5・大豆0.3
山形312	14.5	13.0	27.5	5.7	0.9	6.6	34.1	豆類1.0・蔬菜1.0・蕎麦0.7
山形311	—	33.0	33.0	6.5	—	6.5	39.5	豆類4.0・蔬菜3.2・馬鈴薯0.8
宮城214	7.0	5.0	12.0	9.1	5.5	14.6	26.6	桑8.0・大麦5.5・大豆4.0

農家番号	農業従事者（年間20日以上の農業労働日数があるもの，括弧内は年齢）
秋田313	経営主（34）・妻（24）・父（61）・母（52）・弟（23）・弟（15）
山形312	経営主（30）・妻（27）・母（50）・弟（27）・妹（19）
山形311	経営主（30）・妻（27）・父（60）・母（54）・弟（20）・弟（17）
宮城214	経営主（39）・妻（35）・父（65）・母（63）・定雇（18）

注：秋田313の畑面積，宮城214の田面積（自作地）は，結果表をもとに報告書の数値を修正した。

れる。使役地の場合には，徴発が1937年3件，軍馬購買は1939年1件が確認される。限られた件数からであるが，軍馬動員の主な方法は，戦時初期の徴発から中期以降に軍馬購買へ移行したものと推測される。

本稿では上記14件の中から，使役地において徴発を受けた3農家，育成地において軍馬購買を受けた1農家をとり上げ，各戸における馬の移動と農業経営の変化について考察する。各事例の比較を容易にするため，あらかじめ本文で言及する4戸のデータ（表2～表5）と，参考用の農家総収支（表6）をまとめて掲げておく。いずれも分散調査の対象農家であり，調査期間内に田畑の経営面積はほとんど変化してい

表３　人・馬の農業労働時間

農家番号	馬の農業労働時間				人の農業労働時間				馬の飼養に要する労働時間			
	37 年	38 年	39 年	40 年	37 年	38 年	39 年	40 年	37 年	38 年	39 年	40 年
秋田 313	184	196	228	183	7,141	6,362	6,888	6,852	1,813	1,236	1,189	1,272
山形 312	564	295	394	423	8,521	7,055	8,217	7,865	1,120	913	1,228	832
山形 311	528	646	355	120	9,832	8,946	6,539	7,845	1,577	1,318	1,439	1,698
宮城 214	317	52	219	198	9,944	8,309	8,220	7,149	1,098	1,317	1,429	1,403

注：人の農業労働時間は 1937 年度のみ，「農業労働」と「馬ノ使役ニ要スル労働」の計。1938 年度に 4 事例とも減少しているのは，この影響もあると考えられる。1939 年度の宮城 214 に関するデータは，報告書において宮城 215 と入れ替わっているため，差し替えた（以下の表も同じ）。

表４　購入・自給別肥料金額と厩肥生産量

農家番号	購入肥料（円）				自給肥料（円）				厩肥生産量（貫）			
	37 年	38 年	39 年	40 年	37 年	38 年	39 年	40 年	37 年	38 年	39 年	40 年
秋田 313	55	69	61	127	76	128	132	158	2,920	4,500	4,350	5,200
山形 312	170	181	278	320	180	183	325	307	6,890	6,950	6,620	10,225
山形 311	161	285	319	450	191	198	385	444	7,340	7,660	7,220	14,800
宮城 214	111	208	307	325	48	142	141	168	2,300	2,400	4,500	4,500

注：厩肥の見積価格は，1937 年・38 年は 1 貫当 2 銭 5 厘，39 年は 2 銭 6 厘，40 年は 3 銭。

表５　米収量の変化

農家番号	田経営面積	収穫数量（石）				反当収量（石 / 反歩）			
		37 年	38 年	39 年	40 年	37 年	38 年	39 年	40 年
秋田 313	17.0	37.4	38.5	65.5	39.2	2.2	2.3	3.9	2.3
山形 312	27.5	*64.0	n.d.	n.d.	32.8	2.3	n.d.	n.d.	1.2
山形 311	33.0	*96.0	n.d.	109.6	67.4	2.9	n.d.	3.3	2.0
宮城 214	12.0	24.0	n.d.	30.0	28.8	2.0	n.d.	2.5	2.4

注：* の部分は，俵による表記を 2.5 俵＝ 1 石で換算した。

表６　農家総収支

①秋田 313

年度	経常収支			特別収支		
	所得	家計費	差引	収入	支出	差引
1937 年	1,172	1,273	－102	802	755	＋47
1938 年	1,366	970	＋396	141	298	－158
1939 年	2,055	1,344	＋711	900	796	＋104
1940 年	2,023	2,007	＋15	610	919	－309

②山形 312

年度	経常収支			特別収支		
	所得	家計費	差引	収入	支出	差引
1937 年	1,162	1,179	－17	180	207	－47
1938 年	1,047	1,023	＋24	830	826	＋4
1939 年	1,835	1,238	＋597	212	40	＋172
1940 年	1,318	1,066	＋252	491	638	－147

③山形 311

年度	経常収支			特別収支		
	所得	家計費	差引	収入	支出	差引
1937 年	1,541	1,221	＋320	680	359	＋321
1938 年	1,368	971	＋397	275	221	＋74
1939 年	2,385	1,892	＋492	0	150	－150
1940 年	1,059	1,015	＋44	450	80	＋370

④宮城 214

年度	経常収支			特別収支		
	所得	家計費	差引	収入	支出	差引
1937 年	859	797	＋62	222	335	－113
1938 年	1,144	799	＋345	0	251	－251
1939 年	2,179	1,130	＋1,049	500	556	－56
1940 年	2,021	1,486	＋536	150	637	－487

注：産駒売却代は所得に，繁殖牝馬の売却代は特別収入に含まれる。

ない[5]。また一時的な例外を除いて，馬の飼養頭数はすべて1頭であった。

3. 軍馬動員の事例と農業経営への影響

3-1　適した補充馬を得られた使役農家（秋田313）

1つめにとり上げる事例は，農耕馬の徴発後，経営に適した補充馬を速やかに得ることが出来た使役農家である。農家番号・秋田313は横手盆地の西南端にあった山田村（現・湯沢市）に居住し，田17.0反歩・畑21.0反歩の計38.0反歩[6]を経営する自小作農であった（表2）。農業従事者は調査4年間を通じて6名であったが，1937年度内に年間農業労働日数125日であった経営主の上の弟が入営し（旬別労働時間から1938年1月下旬とみられる），代わりに翌年から同38日の妹（1938年度で14歳）が加わっている。

この農家における馬の移動は，次の通りであった。まず調査開始時には，使役馬として年齢不詳（6–17歳）の軽輓馬[7]・笛鳴号を飼養していた。同馬は1937年8月に240円[8]で徴発され，その月のうちに3歳の小格輓馬[9]・宝花号を260円で補充している（差額－20円）。秋田県における3歳馬平均価格は事変前170円，事変後400円程度であったとされるので（帝国馬匹協会編，1940，82頁），この補充馬の価格は早くも馬価格の高騰が始まった様子を表わしている。またこの農家は，1940年8月に2歳の大熊号を400円で購入し，同月内に2歳の幼駒を410円で売却していた。2頭は同一の馬であり，転売による利鞘を狙った動きとみられる。

次に上記の馬の移動が農業経営に与えた影響についてみる。まず馬の農業労働時間は，4年を通じて年間200時間（日数では30日）前後で安定しており，徴発と補充の影響は感じられない（表3）。雄勝郡における馬の平均使役日数は年間約40日であったため（同上，84頁），この農家は馬1頭でも畜力に余裕があったと思われる。そのことは，賃取（馬が人に付いて雇われること）が1937年に5日，38年に6日，39年に4日行なわれていることからも裏づけられる。人の労働では，農業労働時間が1937年7141時間から38年6362時間に減少しているのが目につく。前述した経営主の上の弟が入営した影響であり，翌39年からは主に下の弟（同年で17歳）の労働強化によって経営全体の労働時間が確保された。馬の飼養に要する労働は1937年のみ，他年の約1200時間と比べて600時間多くなっている。その多くは経営主の妻の飼養管理（1937年525時間，1938年8時間）によるもので，生育途上の3歳であった補充馬の世話を担当したためと思われる。

肥料については，まず1937–38年に自給肥料が76円から128円に増加し，その後の1939–40年に購入肥料が61円から127円に倍増して

(5)　1反歩以上の変動は，宮城214の畑小作地（果樹園もしくは桑園）が1938年4.5反歩から39年1.5反歩に減少したのみである。翌40年には元に戻っているので，おそらく39年は記入ミスであったと思われる。

(6)　集計表では畑面積が1937年21.0反歩，38年以降2.1反歩と記されているが，結果表の桑園面積と桑収量から前者が正しいと思われる。

(7)　軽輓馬とは，荷車などを牽引する運搬馬（輓馬）のうち，比較的速力のある馬のこと。

(8)　1937年12月9日に湯沢町で行なわれた軍馬購買の平均買上価格は380円であった（秋田魁新報，1937年12月12日）。これと比べると，徴発の場合には軍馬購買よりも価格が抑えられていたと考えられる。

(9)　小格輓馬とは，体格の小さい運搬馬のこと。輓馬を重視する軍馬政策の下，駄馬に代わる呼称として用いられた。

いる（表4）。この時期には肥料価格が上昇しており[10]，当初は自給肥料の増加で乗り切ろうとしたものの，結局，購入肥料も増加せざるを得なくなったのであろう。とはいうものの，馬の徴発後も労働力や肥料に大きな不足は生じておらず，米の収量は県平均の反収2.0石以上で安定していた（表5）。

以上，この農家は農耕馬が徴発された後，直ちに自らの経営に適した補充馬を確保することに成功した。その際，徴発価格と補充馬価格との差額20円，及び経営主の妻による労働600時間の増加といった負担を強いられたものの，翌年以降も徴発前とほぼ変わらない農業経営を続けることが出来た。農耕馬の徴発と補充における典型的な事例と目されるが，この事例よりも徴発・補充の負担が大きい場合も小さい場合も存在した。そうした例を，次節以降でとり上げたい。

3-2　適した補充馬を得られなかった使役農家（山形312）

2つめの事例は，徴発後に適した補充馬を中々得られず，それが経営の悪化につながった使役農家である。農家番号・山形312は山形県最上地方の中心地，新庄町の近郊にあった稲舟村（現・新庄市）に居住し，田27.5反歩・畑6.6反歩の計34.1反歩を経営する自小作農であった（表2）。調査開始時の農業従事者5名のうち，経営主の2番目の妹が1937年4月に，弟が同年12月にそれぞれ上京したものの，代わりに1番目と3番目の妹（1938年で20歳と15歳）が加わり，終始5名が保たれている。

この農家は当初，使役馬として4，5歳の小格輓馬・幼駒a[11]を飼養していた。同馬は1937年8月3日に180円で徴発され，3週間後の24日に6歳の小格輓馬・壮馬bを185円で補充している（差額－5円）。しかしこの農家の場合，馬の移動はこれで終わらなかった。まず，翌1938年5月19日[12]に壮馬bを400円で売却し，翌日8歳の壮馬cを430円で購入した（差額－30円）。さらに1939年1月15日に壮馬cを330円で売却し，同日6歳の小格輓馬・北栄号を350円で購入した（差額－20円）。徴発と補充を含めると，僅か1年半の間に3回も馬を買い替え，またいずれの場合も差額を支払うことになったのである。なお事変後の山形県における5–10歳馬の平均価格は400円前後であったから（帝国馬匹協会編，1940，96頁），徴発後に購入した3頭（壮馬b，cおよび北栄号）の価格はいずれも平均以下となり[13]，農耕馬としての資質は低かったとみられる。

こうした頻繁な馬の移動は，農業部門にいかなる影響を及ぼしたのか。まず馬の農業労働時間をみると，1937年564時間から1938年295時間へとほぼ半減している（表3）。これを旬別・馬別に詳しく示すと，1938年春の農繁期における壮馬b，cの労働時間が，前年の幼駒aより大幅に少なかったことが分かる（図1）。また1939年初めに購入した北宋号も，同時期の労働時間が幼駒aを下回っており，そのためか同年3月中旬には他農家の馬を5時間借り入れている。これらのことは，徴発後に購入した

⑽　1929年12月の平均価格を100とした肥料の価格指数は，1937年119.5，1938年129.0，1939年151.8，1940年178.0となっている（第17次農林省統計表）。

⑾　年齢区分では2–5歳と記されているが，この年に徴発されているため，4歳か5歳と判断できる。結果表に馬名が記されていない場合は，アルファベットを付した（以下，同じ）。

⑿　当時，この地方の田植えは5月下旬であったため，馬を代掻きに用いた直後とみられる。

⒀　1938年5月の壮馬b，cの売買価格が平均以上であったのは，農耕馬需要が高い農繁期であったためと考えられる。

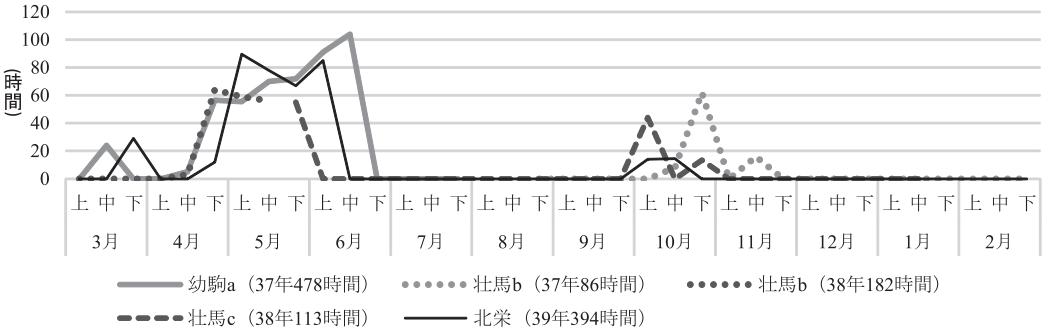

図1　山形312における馬の旬別農業労働時間（1937–39年）

3頭がいずれもこの農家の農耕馬として力量不足であったことを示唆している。

一方，人の農業労働時間についてみると，1938年の7055時間のみ，他年の約8000時間と比べて低くなっている。この年は上記のように畜力が不足しており，それを用いた労働（馬耕や代掻きなど）が十分に出来なかったためではなかろうか。肥料については，1939年以降に購入・自給ともに金額が大幅に増加している（表4）。購入肥料の方は，先の秋田313と同じく価格上昇の影響と思われる。自給肥料の方は，1939年に堆肥[14]，40年に厩肥がそれぞれ増産されたことによる。

米の収量については，1937年64石から40年33石へと半減している（表5）。1938年・39年の収量は不明であるが，両年の米の販売額（1938年939円，39年1120円，40年1347円）と家事仕向額（同503円，480円，560円）は，両年とも1940年を下回っている。したがって米価の上昇を考慮しても，両年の収量は反収1.2石に留まった1940年と同程度かそれ以下であったとみられる。

以上，この農家は農耕馬の徴発後に馬の入れ替えを繰り返し，その度に差額の支出と畜力の不足に見舞われていた。この満足な農耕馬を確保できなかったことが，1938–40年に米収量が低下した要因の1つであったと考えられる。この山形312と先の秋田313との命運を分けたのは，経営規模の違いではなかろうか。山形312の田の経営面積（27.5反歩）は秋田313のそれ（17.0反歩）と比べて大きく，より高い能力の農耕馬が必要であった。それは前者の馬の農業労働時間が最も短かった1938年でも，後者を上回っていたことからもうかがえる。軍馬動員による優良馬の払底と価格の高騰という事情を考え合わせると，山形312が馬の入替を繰り返したのは，比較的安価で入手し得る馬（能力の低い馬）で妥協したものの，それが結果的に「安物買いの銭失い」となってしまったためと考えられる。

3–3　徴発を契機として繁殖を始めた事例（山形311）

3つめの事例は，徴発後に牝馬を補充したことを契機として，馬の繁殖を始めた使役農家である。山形311は，先の山形312と同じ部落に居住し，田33.0反歩・畑6.5反歩の計39.5反歩を経営する小作農であった（表2）。農業従

⑭　山形312と後掲の山形311では，1939年のみ堆肥の生産が記録されている（5640貫，7260貫）。他年については，厩肥に合わせて計上されている可能性がある。

事者は当初6名であったが，1938年に経営主の下の弟が転出し，以降は5名となっている。

この農家は調査開始時，使役馬として10歳の小格輓馬・葉山号を飼養していた。同馬は1937年に180円で徴発され（山形312と同じ8月3日であろう），遅くても8月下旬までに8歳の小格輓馬・花錦号を185円で補充している（差額－5円）。この農家で興味深いのは，翌1938年4月21日に「葉山」号（徴発馬とは別馬）を180円で購入し，それを5月末に275円で売却していたことである（差額＋95円）。この短期間における売買の理由は，翌年以降の馬の動きから明らかとなる。1939年に花錦号は幼駒aを出産し，その馬は2歳となった1940年の秋に290円で売却されている。このことから，徴発後に補充された花錦号が牝馬であり，1938年の春に種付けされていたことが分かる。山形県では1938年から「種付の慣行なき者に対する種付の奨励」が始められているので（山形新聞，1938年1月30日），これに応じたものと思われる。以上のことをふまえると，2代目の「葉山」号は種付に伴う花錦号の畜力低下を補うため，一時的に飼養したものと考えられる。そのため仮称として，以前に飼っていた馬名を用いたのであろう。またこの2代目の「葉山」号も，春の農繁期の終わりに買値以上で売却されているので，こちらも種付・受胎していたものと推測される。

以上のように馬の繁殖を始めたことは，農業経営にいかなる影響を及ぼしたのか。まず馬の農業労働時間をみると，1938年には種付を行なったにも関わらず，前年528時間を上回る646時間となっている（表3）。この年の米の収量は不明であるが，2頭を併用したことで少なくとも畜力は十分に確保されていたといえよう。1940年には，いくつかの変化がみられた。まず馬の農業労働時間が120時間に激減した。一方，馬の飼養に要する労働時間は他年よりも約200時間長い1698時間となった。また肥料については，厩肥生産が他年の約2倍となる1万4000貫に達している（表4）。これらの変化は，肥料購入費を抑えるため，花錦号の農耕利用を減らして厩肥取りに多く用いるようになったこと，および幼駒aを秋の2歳駒市場に出す準備として，馬の世話を多く要したことを示すと思われる。ただしこの年の米の収量は反収2.0石とやや低く（表5），厩肥多投による増産の試みは失敗に終わったと考えられる。

以上，この農家は徴発後に牝馬を補充したことを契機に，馬の繁殖を始めた。その際，繁殖期と重なる春の農繁期には一時的に飼養頭数を増やすことで，畜力の低下を防止するという措置がとられていた。また結果的に裏目となったものの，1940年には馬の農耕利用を減らして厩肥生産を増大させるという動きもみられた。時局による馬価格や肥料価格の上昇に対して，馬の飼養形態を機敏に変更していた事例として捉えられよう。

3-4　農繁期に軍馬購買を受けた育成農家（宮城214）

4つめの事例は，農繁期の最中に軍馬購買を受けた育成農家である。農家番号・宮城214は，阿武隈川の左岸河口部にあたる玉浦村（現・岩沼市）に居住し，田12.0反歩・畑14.6反歩の計26.6反歩を経営する自小作農であった（表2）。馬の育成業は，馬1頭では畜力が過剰となる小規模農家が，その飼養に関する赤字を補うため，最も高値となる4，5歳の段階で売却するという形で営まれていた。戦前の岩沼はそうした育成業が盛んな地方であり，東北地方でも有数の軍馬購買地であった。この農家の場合には，馬の育成に加えて養蚕も重要な副業収入源であり，1937年の養蚕販売額637円は同年の現金収入1244円の約半分に達している。当初の農業従事者は家族4名に定雇1名を

加えた5名であり，1938年以降には高等小学校を卒業した長女が経営主の母と入れ替わった。養蚕を担当したのは，主に経営主の妻である。またこの農家は，馬以外に朝鮮牛を1頭飼養していた（1940年5月に売却）。田畑の経営規模の小ささを補うため，様々な副業を手掛けていた様子がうかがえる。

この農家は調査開始時，1935年に家畜商から受託した5歳の軽乗馬[15]・天照号を飼養していた。1938年5月21日に同馬を370円で陸軍に売却し，翌日に3歳の軽乗馬・秀司号を330円で購入している（差額＋40円）。先の山形311の1938年と同じく農繁期直後の馬の入れ替えであったが，差額収入が得られていた点が大きく異なる。また2年後の1940年10月26日には，5歳となった秀司号を440円で陸軍に売却し，4日後に新たな育成馬として2歳の高森山号を400円で家畜商より購入した（差額＋40円）。調査期間における育成馬2頭がともに軍馬購買されたことになる。2頭の買上価格は，事変後の宮城県における4，5歳馬の平均価格約450円（帝国馬匹協会編，1940，69頁）とほぼ変わらなかったが，それよりも安価な幼駒を補充することによって収入を得ていたのである。また陸軍への売却後，速やかに次の育成馬が補充されているのは，背後に家畜商の活発な動きがあったことを示唆している。

こうした育成馬の売買は農業経営にいかなる影響を及ぼしたのか。まず馬の農業労働についてみると[16]，1937年317時間から1938年52時間と大きく減少しており，農繁期の最中に馬を売却した影響が強く表われている（表3）。その穴埋めをしたのが先述の朝鮮牛であり，この年には50日間使役されていた（前年は14時間）。育成馬を高値で売却できる軍馬購買の機会を逃さないため，いつでも応じられるように予備の役畜として飼っていたのであろう。肥料については，厩肥の生産量が1938年2400貫から1939年4,500貫に倍増しており（表4），それが米収量における1937年24石から1939年30石への伸び（表5）につながったと考えられる。上記の農繁期に馬を手放した1938年の収量は不明であるが，米の販売額（1938年372円，1939円490円，1940年490円）と家事仕向額（同348円，530円，530円）は1939年・40年の7割程度となっているので，平年をやや下回る程度であったと推測される。

以上，この農家の場合には先にみた3つの事例と異なり，軍馬動員（軍馬購買）から現金収入が得られていた。それはこの農家が馬の使役農家ではなく育成農家であったためであり，その背景には経営規模の小ささが横たわっていた。4，5歳で育成馬を幼駒と入れ替える育成農家は，もともと農耕馬の能力が上下することを前提とした経営であり，高い能力の馬を必要とする大規模農家と比べて軍馬動員の影響を受けにくかったからである。特にこの農家の場合，代替役畜となる牛を飼っていたことで，その影響は一層小さく収められた。経営規模の小ささを補うための多角的経営が，軍馬動員の影響を緩和させる結果につながったといえよう。

4. おわりに

本稿では，戦時の東北地方における4つの軍馬動員の事例をみてきた。それらの分析を通し

---

⑮　軽乗馬とは，乗用馬の中でも特に速力に富んだ種類を指す。

⑯　馬の作業別労働時間が判別するのは1937年のみであるが，この年の宮城214では耕耘55時間・耕耙106時間・運搬156時間であり，耕耘にあまり使われていない（秋田313の場合は134時間，山形312は454時間，山形311は574時間）。田の経営面積の狭さに加え，飼養馬が農耕に適さない軽乗馬であったためと考えられる。

て明らかになったことを，冒頭で示した通説と照合しながら以下に整理する。

第一に，軍馬動員が農業経営を悪化させたという通説について。本稿でとりあげた事例でいえば，適した補充馬の確保に苦労した山形312がその典型であったといえる。その一方で，賃取や馬の転売を手掛けた事例（秋田313）や，補充牝馬を用いて繁殖を始めた事例（山形311）のように，農耕馬の大量徴発に伴う馬の不足や価格高騰に乗じて収益をあげる農家も存在したことが明らかとなった。両者の明暗を分けた大きな要因は，農業経営規模の大きさであったと考えられる。山形312のような大規模経営の場合には，能力の高い農耕馬が必要であったが，そうした馬が根こそぎ動員された後では適した補充馬が得られず，それが農業部門の悪化につながった。これに対し，秋田313や山形311のような小規模経営の場合には，能力の低い農耕馬で十分であり，早期に馬を補充してそれを新たな用途に活用することが出来たのである。軍馬動員による農業経営への影響は，大規模経営ほど大きかったといえよう。

第二に，徴発を忌避した牛への役畜転換が進んだという通説について。本稿でみた育成農家の事例（宮城214）は，もともと育成馬の売り時を逃さないために予備の役畜として牛を飼養していたとみられ，実際に農繁期の軍馬購買に応じた際には，他年よりも牛の使役を強化していた。同じ馬から牛への転換であっても，徴発を忌避した場合とは，軍馬動員に対する積極性が正反対であったといえる。

第三に，化学肥料の不足から厩肥の増産が促進されたという通説について。本稿でみた4つの事例では，いずれにおいても調査期間1937–40年に厩肥が増産されていたものの，同時に購入肥料の金額も増加していた。価格上昇を考慮しても，購入肥料の使用量が減少していたとは考えにくく，この段階における厩肥の増産は肥料多投による農業生産力の上昇を図ったものとみられる。化学肥料が絶対的に不足し，その代替として厩肥が増産された戦時末期とは区別する必要があるだろう。

以上，本稿では僅かな事例しかとりあげられなかったが，軍馬動員をめぐる通説とは異なるパターンを検出することが出来た。東北地方の平均的専業農家という限定条件の下でもこの状況であり，より広い地域や階層に範囲を拡げた場合には，さらに多様なケースが存在したと考えられる。

本稿の分析時期以降には，軍馬資源保護法（1939年施行）によって農耕馬に軍事訓練への参加が義務づけられた[17]。この新たな軍馬動員体制は，農耕利用との間にあらたな軋轢を生み出したと考えられる。それを明らかにすることを今後の課題としたい。

付　記

本稿は，JSPS科研費14J04744による研究成果の一部である。

文献一覧

大瀧真俊（2011）「戦時体制下における馬徴発実態―農馬の徴発と補充の具体的様相―」『農林業問題研究』第47号第1号。

大瀧真俊（2015）「戦時下の軍馬政策と農家経営―日中戦争期関東地方の農耕馬徴発と補充―」『農業史研究』第49号。

梶井功（1988）『畜産の展開と土地利用』梶井功著作集第6巻，筑波書房。

近藤康男（1974）『農家経済調査論』近藤康男著作集第6巻，農山漁村文化協会。

長岡健一郎（1988，1989，1990）「軍馬徴発覚書（1）

⑰　本稿で扱った事例の中でも，秋田313では1940年に奨励金収入45円および馬労働時間の減少と賃取の廃止がみられ，飼養馬が軍用候補馬に指定されていた可能性がある。

～（3）」『歴史みつかいどう』第8，9，10号。
農林省畜産局編（1967）『畜産発達史』別篇，中央公論事業出版。
農林大臣官房総務課編（1958）『農林行政史』第3巻（畜産行政），農林協会。
帝国馬匹協会編（1940）『全国役馬利用状況調査（其ノ一）』。
馬政局（1945）「馬産経済実態調査成績」（神翁顕彰会編『続日本馬政史』第1巻，農山漁村文化協会，1963年所収）。
菱沼達也（1962）『日本畜産論―農家の経営条件と畜産形態―』農山漁村文化協会。
資源課『道府県残存軍用馬資源ノ概況』昭和十三年一月主務課長会議答申書抜粋（農林水産研究情報総合センター所蔵）。
馬産経済実態調査係『馬産経済実態調査集計結果表』秋田山田村1937～1940，山形稲舟村1937～1940，宮城玉浦村1937～1940，秋田里見村1937～1940（農文協図書館所蔵）。
馬政局『馬産経済実態調査』第2輯（昭和12年度分散調査ノ部生産及育成），第3輯（昭和12年度分散調査ノ部使役），第5輯（昭和13年度分散調査ノ部生産及育成），第6輯（昭和13年度分散調査ノ部使役），第8輯（昭和14年度分散調査ノ部生産及育成），第9輯（昭和14年度分散調査ノ部使役），第11輯（分散調査ノ部生産育成及使役）。